

第9期の「保険料基準額（年額）」の算定方法について

草津市

総事業費は、今後の「認定者数（見込）」から推計した「サービス利用者数（見込）」を基に算定しております。〔国のシステムにより自動算定〕

【介護保険総事業費】

	(千円)				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3か年合計	令和22年度
標準給付費見込額	9,315,554	9,704,453	10,065,814	29,085,821	13,170,969
総給付費	8,869,717	9,242,056	9,588,255	27,700,028	12,559,322
特定入所介護サービス費等給付額	168,539	174,824	180,561	523,924	231,144
高額介護サービス費等給付額	236,549	245,409	253,461	735,419	323,822
高額医療合算介護サービス費等給付額	30,611	31,673	32,705	94,989	42,579
算定対象審査支払手数料	10,138	10,491	10,832	31,461	14,102
地域支援事業費	470,719	484,051	496,621	1,451,391	564,562
介護予防・日常生活支援総合事業費	188,413	199,862	210,490	598,765	235,352
包括的支援事業・任意事業費	200,743	202,476	204,268	607,487	244,898
包括的支援事業（社会保障充実分）	81,563	81,713	81,863	245,139	84,312
合計	9,786,273	10,188,504	10,562,435	30,537,212	13,735,531

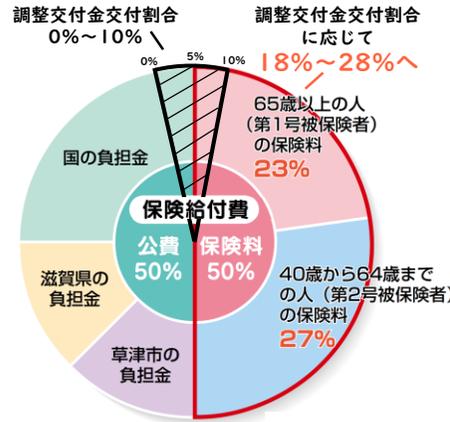
所得段階別加入割合補正後被保険者数は、「所得段階別被保険者数」×「所得段階別加入割合」の合計

【所得段階別被保険者数】

	(人)				
	合計	第9期			令和22年度
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
所得段階別被保険者数					
第1段階	11,357	3,754	3,786	3,817	4,639
第2段階	7,788	2,574	2,596	2,618	3,182
第3段階	6,977	2,306	2,326	2,345	2,850
第4段階	10,413	3,442	3,471	3,500	4,254
第5段階	15,958	5,275	5,320	5,363	6,519
第6段階	13,318	4,402	4,440	4,476	5,442
第7段階	14,810	4,895	4,937	4,978	6,051
第8段階	7,373	2,437	2,458	2,478	3,012
第9段階	2,862	946	954	962	1,169
第10段階	1,145	379	381	385	468
第11段階	654	216	218	220	267
第12段階	393	130	131	132	161
第13段階	2,216	732	739	745	906
合計	95,264	31,488	31,757	32,019	38,920
所得段階別加入割合補正後被保険者数	101,577	33,574	33,861	34,141	41,501

【保険料収納必要額】

	(千円)				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3か年合計	令和22年度
第1号被保険者負担分相当額 23% (a)	2,250,843	2,343,356	2,429,360	7,023,559	3,571,238
調整交付金相当額 5% (b)	475,198	495,216	513,815	1,484,229	670,316
調整交付金見込額 1.69%~2.31% (c)	160,617	201,058	237,383	599,058	272,148
市町村特別給付費 (d)	151,738	157,275	162,583	471,596	214,386
準備基金取崩額・交付金交付見込額 (e)				491,000	-
保険料収納必要額 (a+b+c+d-e)				7,889,326	4,183,792
予定保険料収納率				99.60%	99.60%
保険料収納必要額（未収納を見込んだ額）				7,921,010	4,200,594



【所得段階別加入割合（基準額に対する割合）】

	(人)				
	合計	第9期			令和22年度
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
基準額に対する割合					
第1段階	0.455	0.455	0.455	0.455	0.455
第2段階	0.685	0.685	0.685	0.685	0.685
第3段階	0.69	0.69	0.69	0.69	0.69
第4段階	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
第5段階	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
第6段階	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
第7段階	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
第8段階	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
第9段階	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
第10段階	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
第11段階	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1
第12段階	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
第13段階	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4

【調整交付金交付割合（見込）※】

	合計	第9期			令和22年度
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
調整交付金交付割合（見込）		1.69%	2.03%	2.31%	2.03%

※ 調整交付金については、保険者間（市町村間）の給付水準（後期高齢者比率）が同じで、被保険者の所得水準が同じであれば、保険料負担が同じとなるように調整するための交付金であり、全国平均と各市町村との格差に応じて「0~10%」の範囲で交付されております。

Ex. 調整交付金の交付割合について

- ・全国平均と後期高齢者比率および所得水準が同じ市町村 → 交付割合は5%となる（第1号被保険者の保険料負担割合が23%となる）。
- ・全国平均よりも後期高齢者比率が低く、所得水準が高い市町村 → 交付割合が5%より低くなる（第1号被保険者の保険料負担割合が23%~28%となる）。
- ・全国平均よりも後期高齢者比率が高く、所得水準が低い市町村 → 交付割合が5%より高くなる（第1号被保険者の保険料負担割合が18%~23%となる）。

< 第1号被保険者負担分相当額 23% (a) >

(標準給付費見込額 + 地域支援事業費) × 23%

< 調整交付金相当額 5% (b) >

(標準給付費見込額 + 介護予防・日常生活支援総合事業費) × 5%

< 調整交付金見込額 1.69%~2.31% (c) >

(標準給付費見込額 + 介護予防・日常生活支援総合事業費) × 調整交付金交付割合（見込）1.69%~2.31%

< 保険料基準額（年額） >

(保険料収納必要額 7,921,010千円 / 被保険者数 101,577人) × 1,000 = 77,980円 (月額6,498円 × 12か月) ≙ 基準額 78,000円 (年額)